

[省令第8条の17の2（特別管理産業廃棄物50トン以上排出事業者用）]

様式第2号の13(第8条の17の2関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和5年5月31日

(宛先) 長野市長

荻原健司 殿

提出者

住所 長野市松代町東条354番地

氏名 松代工業株式会社

代表取締役社長 宮澤 義正

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 026-278-2419

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称 松代工業株式会社

事業場の所在地 長野市松代町東条354

計画期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類 金属製品製造業、電子部品製造業

② 事業の規模 資本金：9,950万円
製造品出荷額等：18億円（令和4年度実績）

③ 従業員数 110名

④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理工程

- 特別管理産業廃棄物の処理に関し、毒性の危険を除去するため以下の措置を実施する。
イ、シアン化合物に対しては、アルカリ塩素処理による酸化処理をし無害化する。
ロ、酸、アルカリ性排水については、中和処理による水素イオン濃度の管理を実施する。
ニ、重金属排水については、凝集沈殿処理により重金属の補集をする。
- 上記の措置をするための施設として、排水処理施設を稼働する。
- 上記（1）の処理による周辺環境への影響については、1回/月の定期水質分析を実施。又、3回/日の簡易分析によるモニターを実施。排水設備のセンサー等の定期点検は、1回/月実施。
- （3）の定期分析結果及び簡易分析結果を基に周辺環境への影響を最小限に抑える。
- 社内に対応出来ない物は、特別管理産業廃棄物の許可業者に運搬及び処理等を委託し、適正に管理する。

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

業務分担

■社長：統括責任者

■産業廃棄物管理責任者：廃棄物の管理統括（有資格者から選任）廃棄物処理方針の策定 工場の廃棄物管理規定の策定・改廃、廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認、委託契約の締結、監督官庁への各種報告、その他関係する事項

■安全衛生管理委員会：廃棄物処理に関する検討、発生抑制、再利用、中間処理等の適正処理推進、全社員教育、啓発活動、廃棄物管理状況の改善

■廃棄物管理担当：各部署長 廃棄物管理状況の把握と改善、産業廃棄物処理施設の運転維持管理状況の把握、処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理、社員、関連会社に対する教育、啓発、その他関係する事項

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度（令和 4年度）実績】						
特別管理産業廃棄物の種類	廃酸(pH2.0以下)	廃アルカリ(pH 12.5以上)	廃油(引火性のもの)	廃油(廃溶剤)	PCB汚染物	
排出量	71.63t	39.89t	14.76t	0.40t	0.21t	
特別管理産業廃棄物の種類	汚泥(重金属等を含むもの)					
排出量	1.01t					

①現状

(これまでに実施した取組)

【目標】						
特別管理産業廃棄物の種類	廃酸(pH2.0以下)	廃アルカリ(pH 12.5以上)	廃油(引火性のもの)	廃油(廃溶剤)	PCB汚染物	
排出量	70.91t	39.49t	14.61t	0.40t	0.21t	
特別管理産業廃棄物の種類	汚泥(重金属等を含むもの)					
排出量	1.00t					

②計画

(今後実施する予定の取組)

中和処理可能なものは、社内の給排水処理で利用削減及び排出物の有価回収を推進する。削減目標を1%以上とする。

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) めっき工程から排出される、強酸、強アルカリ、有害シアン等の濃厚液は、専用のタンクにより分別しており、特別管理産業廃棄物処理を優良な外部業者に委託し、 manifests により適正に管理しています。 (令和2年4月1日より電子 manifests システムを導入し運用を始めました)
-----	--

②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現時点で新たな特別管理産業廃棄物の追加は無い。 引き続き分別100%を目標とする。
-----	---

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度（令和 年度）実績】		廃酸(pH2.0以下)	廃アルカリ(pH12.5以上)	廃油(引火性のもの)	廃油(廃溶剤)	PCB汚染物
①現状	特別管理産業廃棄物の種類					
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量					
	特別管理産業廃棄物の種類	汚泥(重金属等を含むもの)				
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量					
	(これまでに実施した取組)					
【目標】		廃酸(pH2.0以下)	廃アルカリ(pH12.5以上)	廃油(引火性のもの)	廃油(廃溶剤)	PCB汚染物
②計画	特別管理産業廃棄物の種類					
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量					
	特別管理産業廃棄物の種類	汚泥(重金属等を含むもの)				
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量					
	(今後実施する予定の取組)					

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度（令和 4年度）実績】		廃酸(pH2.0以下)	廃アルカリ(pH12.5以上)	廃油(引火性のもの)	廃油(廃溶剤)	PCB汚染物
①現状	特別管理産業廃棄物の種類					
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量					
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	5.00t				
	特別管理産業廃棄物の種類	汚泥(重金属等を含むもの)				
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量					
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量					
	(これまでに実施した取組) ・純水再生時排出される廃液（アルカリ系）の中和処理に廃酸を使用し、排水処理負荷低減と特別管理産業廃棄物の発生を削減。					
【目標】		廃酸(pH2.0以下)	廃アルカリ(pH12.5以上)	廃油(引火性のもの)	廃油(廃溶剤)	PCB汚染物
②計画	特別管理産業廃棄物の種類					
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量					
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	5.00t				
	特別管理産業廃棄物の種類	汚泥(重金属等を含むもの)				
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量					
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量					
	(今後実施する予定の取組) 現状の取り組みを推進します。					

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

【前年度（令和 年度）実績】						
①現状	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸(pH2.0以下)	廃アルカリ(pH12.5以上)	廃油(引火性のもの)	廃油(廃溶剤)	PCB汚染物
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量					
	特別管理産業廃棄物の種類	汚泥(重金属等を含むもの)				
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量					
	(これまでに実施した取組)					
【目標】						
②計画	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸(pH2.0以下)	廃アルカリ(pH12.5以上)	廃油(引火性のもの)	廃油(廃溶剤)	PCB汚染物
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量					
	特別管理産業廃棄物の種類	汚泥(重金属等を含むもの)				
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量					
	(今後実施する予定の取組)					

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度（令和 4年度）実績】							
①現状	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸(pH2.0以下)	廃アルカリ(pH12.5以上)	廃油(引火性のもの)	廃油(廃溶剤)	PCB汚染物	
	全処理委託量	66.63t	39.89t	14.76t	0.40t	0.21t	
	優良認定処理業者への処理委託量	66.63t	39.89t	19.76t	0.40t	3.24t	
	再生利用業者への処理委託量						
	認定熱回収業者への処理委託量						
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量						
	特別管理産業廃棄物の種類	汚泥(重金属等を含むもの)					
	全処理委託量	1.01t					
	優良認定処理業者への処理委託量						
	再生利用業者への処理委託量						
	認定熱回収業者への処理委託量						
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者へ処理委託量						
	(これまでに実施した取組) 現地確認を行った。						

②計画	【目標】					
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸(pH2.0以下)	廃アルカリ(pH12.5以上)	廃油(引火性のもの)	廃油(廃溶剤)	PCB汚染物
	全処理委託量	65.91t	39.49t	14.61t	0.40t	0.21t
	優良認定処理業者への処理委託量	65.91t	39.49t	14.61t	0.40t	0.21t
	再生利用業者への処理委託量					
	認定熱回収業者への処理委託量					
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者へ処理委託量					
	特別管理産業廃棄物の種類	汚泥(重金属等を含むもの)				
	全処理委託量	1.00t				
	優良認定処理業者への処理委託量					
	再生利用業者への処理委託量					
	認定熱回収業者への処理委託量					
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者へ処理委託量					
	(今後実施する予定の取組)					
	電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度(令和4年度)実績】				
特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)			127.7ton			
(今後実施する予定の取組等) ・外部委託優良運搬処分業者の現地確認 ・電子マニフェストの適切な運用の監視(産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物)に関して						
※事務処理欄						

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トンを超える者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が10以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

別紙 1

特別管理産業廃棄物処理計画書（特別管理産業廃棄物の実績及び計画の量）

処 理 項 目		特別管理産業廃棄物の種類									合 計	
		廃酸(pH 2.0以下)	廃アルカリ (pH12.5以上)	廃油(引火 性のもの)	廃油(廃溶 剤)	PCB汚染 物	汚泥(重金 属等を含む もの)					
排出抑制に関する事項	前年度排出量(実績)	71.63t	39.89t	14.76t	0.40t	0.21t	1.01t					127.90t
	本年度排出量(計画)	70.91t	39.49t	14.61t	0.40t	0.21t	1.00t					126.62t
自ら行う(行った) 再生利用に関する事項	前年度実績											
	本年度計画(目標)											
自ら行う(行った) 中間処理に 関する事項	自ら行う(行っ た)熱回収の量	前年度実績										
		本年度計画(目標)										
	自ら中間処理 により減量 する(した)量	前年度実績	5.00t									5.00t
		本年度計画(目標)	5.00t									5.00t
自ら行う(行った) 埋立処分に関する事項	前年度実績											
	本年度計画(目標)											
処理の委託に 関する事項	全処理委託量	前年度実績	66.63t	39.89t	14.76t	0.40t	0.21t	1.01t				122.90t
		本年度計画(目標)	65.91t	39.49t	14.61t	0.40t	0.21t	1.00t				121.62t
	優良認定処理業者 への処理委託量	前年度実績	66.63t	39.89t	19.76t	0.40t	3.24t					129.92t
		本年度計画(目標)	65.91t	39.49t	14.61t	0.40t	0.21t					120.62t
	再生利用業者への 処理委託量	前年度実績										
		本年度計画(目標)										
	認定熱回収業者へ の処理委託量	前年度実績										
		本年度計画(目標)										
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	前年度実績										
		本年度計画(目標)										

【記載方法】

- ・ 各産業廃棄物の種類ごとに該当の箇所の上段に前年度の実績（現状）を、下段に本年度の目標（計画）の産業廃棄物の量を記載してください。
- ・ 「自ら行う再生利用に関する事項」の欄は、自ら直接再生利用した量と中間処理した後再生利用した量を記載してください。
- ・ 「自ら行う埋立処分又は海洋投入処分に関する事項」は、自ら直接埋立処分又は海洋投入処分した量と自ら中間処理した後自ら埋立処分又は海洋投入処分した量を記載してください。
- ・ 「処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量及びそれぞれの内訳を記載してください。